

平成19年4月11日

電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線従事者規則の
各一部を改正する省令案について
(平成19年2月7日 諮問第3号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(末永課長補佐、正村係長)

電話：03-5253-5874

電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線従事者規則 の各一部を改正する省令案について

1 趣旨

無線局の免許申請手続等の電波監理業務及び無線従事者の免許申請処理業務については、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議決定）」に基づき策定した各業務の業務・システム最適化計画により、見直しを行っているところである。

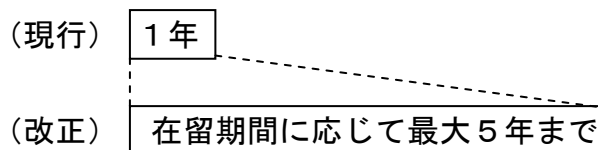
この業務・システム最適化計画では、電子政府構築計画の趣旨に従い、申請手続の簡素・迅速化、利便性の向上、負担の軽減をはじめ、制度の見直しについて重点的かつ計画的に取り組むこととしており、今回この計画に基づき、無線局の免許申請の審査及び無線局の運用・監督に係る規定並びに無線従事者の免許申請処理等に関する規定の見直しを行うものである。

2 概要

電波法施行規則の改正

(1) 無線局の免許の有効期間の見直し

ア 永住権を有しない外国人が開設するアマチュア局の免許の有効期間

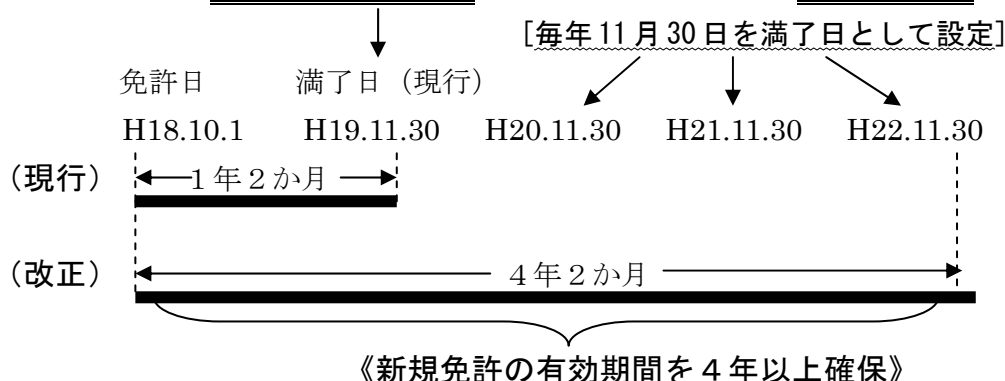


★在留期間の確認は審査基準で規定

イ 船上通信局及び無線航行移動局の新規免許の有効期間の満了日

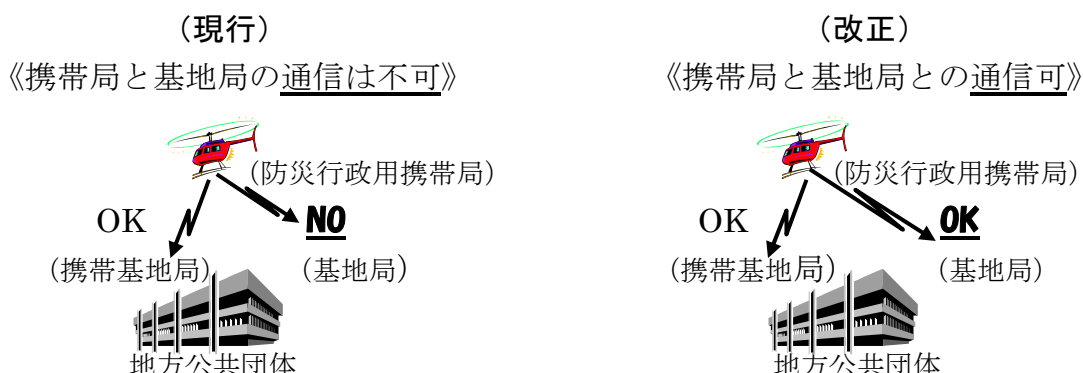
【H18. 10. 1 に免許を受けた無線航行移動局の例】

◎現在の満了日は5年に一度の一定日 ⇒ 改正後の満了日は毎年の一定日



★ 陸上移動局等も毎年の一定日 (5月31日)を設定し、一斉再免許の処理をしている。

- (2) 地方公共団体が開設する携帯局と陸上移動業務の局との通信の可能化
 防災行政用の携帯局と陸上移動業務の局(基地局等)との間の通信は、
 電波法第52条の目的外使用の禁止規定に該当しないこととする。

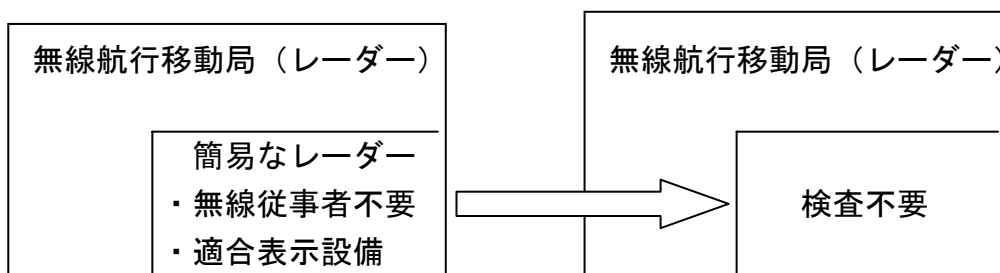


- (3) 定期検査を行わない無線局

ア 特定の無線航行移動局(船舶レーダー)

空中線電力が5kW未満で、適合表示無線設備のみを設置する無線航行移動局は、定期検査を不要とする。

★ 船舶への設置義務のないもの(任意設置)を対象とする(約1,900局)。

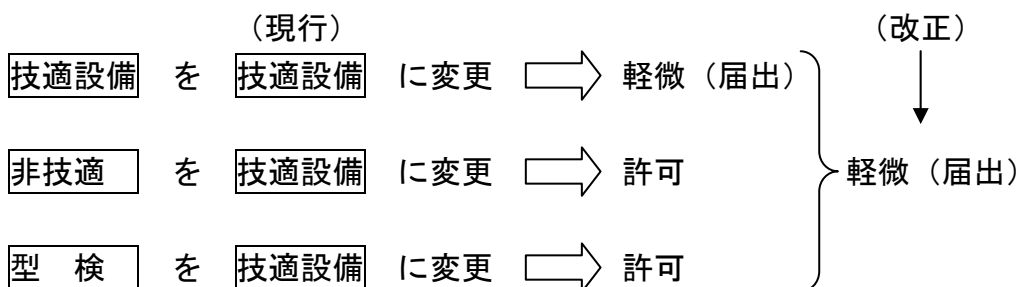


イ 特定の地上デジタル放送の中継局

地上デジタル放送を行う放送局であって空中線電力が0.05W以下のものは定期検査を不要とする。

(4) 許可を要しない工事設計の変更

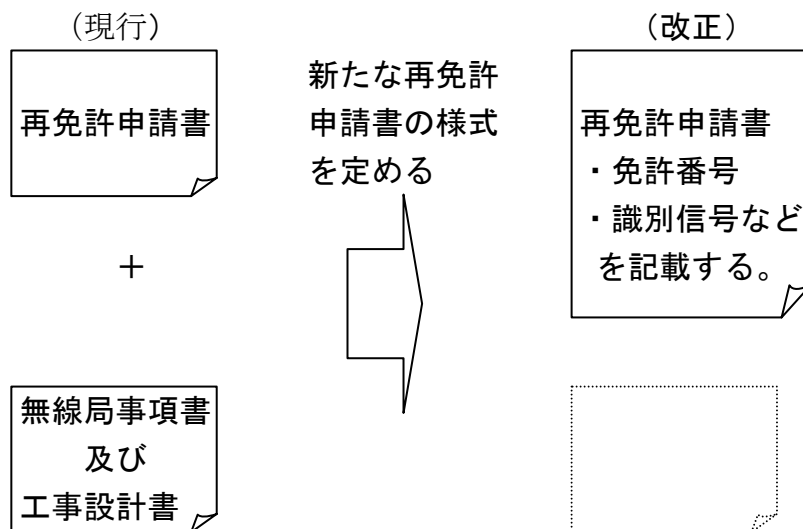
無線設備を技適設備に変更する場合であって、指定事項や電気的特性に影響のないものは変更許可の手続を要しないこととする。



無線局免許手続規則の改正

(1) 陸上移動局、携帯局等の再免許申請の様式

陸上移動局、携帯局、アマチュア局、簡易無線局及び構内無線局の再免許申請の審査に必要な事項は、再免許申請書に記載させることとし、無線局事項書及び工事設計書の提出は要しないこととする。



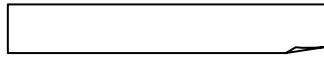
(2) 再免許申請における記載事項の省略

放送をする無線局以外の無線局の再免許申請の審査において必要不可欠な情報でない最初の免許の年月日の記載は要しないこととする。

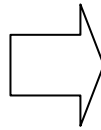
無線従事者規則の改正

- (1) 無線従事者免許申請書の様式の見直し
申請書様式の Web からのダウンロードを可能にするとともに、記載事項記入要領等の明確化を図る。

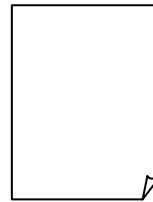
(現行)



横長の特殊なサイズ



(改正)



A 4 番化

- (2) 無線従事者免許証様式の見直し
海上無線通信士等 R R 上の資格（総合、海上、航空無線通信士）の免許証の英文表記の機械化処理を可能にするとともに、第 1 級海上特殊無線技士の免許証をラミネートから手帳タイプにする（現在は 2 枚もの）。
- (3) 船舶局無線従事者証明書の様式の見直し
現行の様式は、船舶局無線従事者証明に係る再訓練の履歴が 3 回までしか記載できないが、6 回までの履歴を記載できるようにする。

3 スケジュール

平成 19 年 2 月 7 日	電波監理審議会諮問
〃	パブリックコメント開始
平成 19 年 4 月 1 1 日	電波監理審議会答申（予定）
平成 19 年 4 月下旬	公布・一部施行
平成 19 年夏	免許・再免許に関する改正規定の施行
平成 20 年 4 月 1 日	無線航行移動局の定期検査省略規定及び無線従事者規則の改正規定の施行

電波監理審議会会長会見用資料

平成19年4月11日

電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について
(平成19年2月7日 諮問第4号)

[高速無線LAN及び体内植込型医療用遠隔計測システムの導入に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

【高速無線LANの導入について】

総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課

(今井課長補佐、佐々木係長)

電話：03-5253-5886

【体内植込型医療用遠隔計測システムの導入について】

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(中村課長補佐、竹下係長)

電話：03-5253-5895

電波法施行規則、無線設備規則及び 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の 各一部を改正する省令案について

- 高速無線 LAN 及び体内植込型医療用遠隔計測システムの導入 -

1 諮問の概要

(1) 高速無線 LAN の導入（イメージは参考 1 - 1 及び 1 - 2）

近年、無線 LAN は、これまでの家庭内・オフィス内での構内 LAN としての利用形態に加え、駅やホテル等における公衆無線 LAN スポットとしての利用、地域におけるデジタル・ディバイド対策のための各家庭への加入者回線（ラストワンマイル）としての利用等、利用形態が拡大しつつあります。

このように様々な場面で普及が進む無線 LAN については、ADSL の高速化や FTTH の進展といった有線系システムのブロードバンド化を背景に、光ファイバー等の有線系ブロードバンドに遜色のない、100Mbps 以上の伝送速度を実現する高速な無線 LAN の早期実現が求められているところです。

また、平成 17 年 12 月に公表された「ワイヤレスブロードバンド推進研究会」の報告書において提案されているとおり、次世代情報家電のホームリンクを実現するための手段としても、高速化に対応した無線 LAN が期待されております。

こうした状況のなか、平成 18 年 12 月、情報通信審議会から「5GHz 帯の無線アクセスシステムの技術的条件」のうち「高速無線 LAN の技術的条件」について一部答申を受けました。今般、この一部答申を踏まえ、高速無線 LAN の導入のための関係規定の整備を行うものです。

《改正する省令の内容》

ア 電波法施行規則

免許を要しない無線局のうち小電力データ通信システムの無線局が使用する周波数の電波を追加すること。【第 6 条第 4 項関係】

イ 無線設備規則

小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び 5GHz 帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備のうち、占有周波数帯幅が 38MHz

z までのものの技術的条件を規定すること。【第 49 条の 20 第 1 号、第 3 号及び第 3 号の 2、第 49 条の 21、別表第 1 号、別表第 2 号並びに別表第 3 号関係】

ウ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

小電力データ通信システムの無線局及び 5 GHz 帯無線アクセスシステムの無線局に使用するための特定無線設備を変更すること。【第 2 条第 1 項、別表第 2 号及び様式第 7 号関係】

(2) 体内植込型医療用遠隔計測システムの導入（イメージは参考 2）

総務省は、平成 17 年 8 月に、体内に植え込まれ、又は一時的に留置された無線設備を搭載した医療機器（以下「体内無線設備」といいます。）と当該体内無線設備の制御を行う体外無線制御設備との間で生体信号及び体内無線設備を起動又は停止させる情報等の伝送に電波を利用する体内植込型医療用データ伝送システム（MICS: Medical Implant Communications System）の制度を整備しました。

最近になって、諸外国は、体外無線制御設備からの制御がなくても体内無線設備からの生体信号等の情報を乗せた電波を体外の受信設備に定期的に送信し、電気通信回線を通じて病院の医師等に伝送する体内植込型医療用遠隔計測システム（MITS: Medical Implant Telemetry System）が利用できる環境作りを進めているところです。

本件は、我が国においても MITS が利用できるよう制度の改正を行うため、必要な省令案について電波監理審議会に諮問を行うものです。

《改正する省令の内容》

無線設備規則

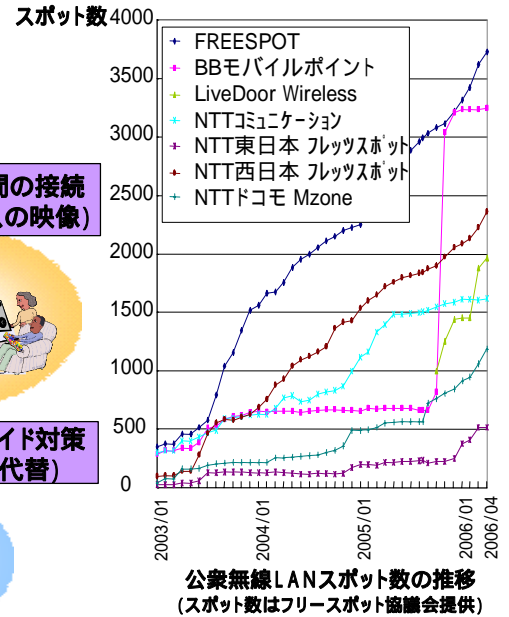
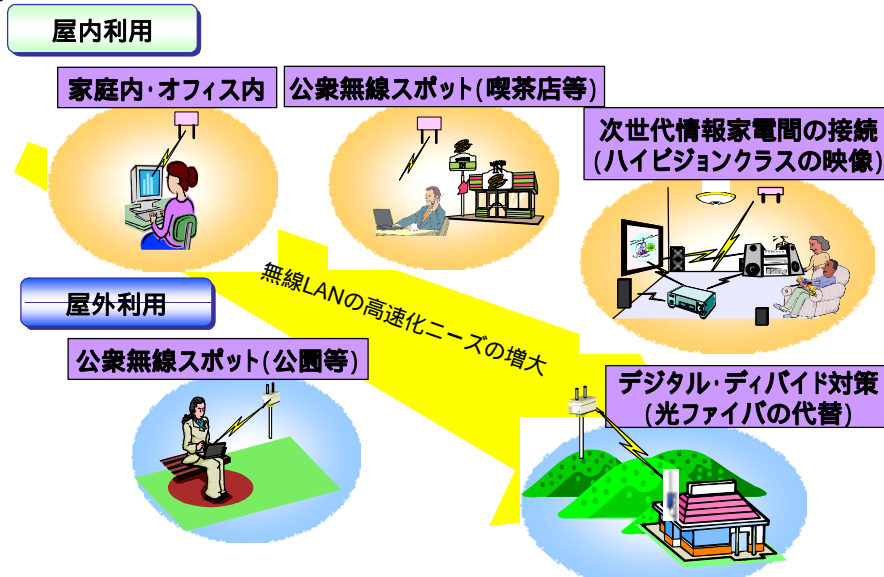
402MHz を超え 405MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局であって体外無線制御設備の制御により電波を発射する規定に該当しない体内無線設備を定めること。【第 49 条の 14 関係】

2 施行期日

公布の日から施行予定。

無線LANの利用シーン（利用ニーズ）の拡大

無線LANの利用シーンの拡大

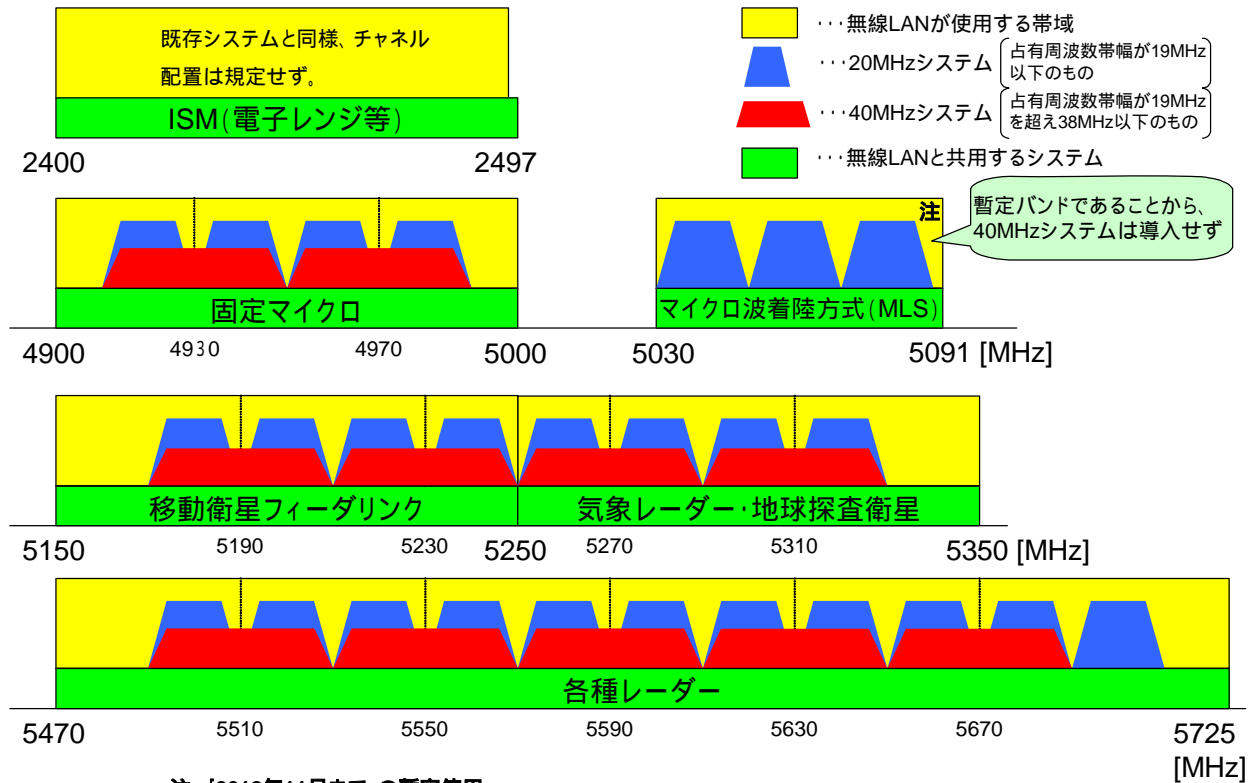


無線LANの伝送速度を高速化するニーズの増大

国際標準化(IEEE802.11n)動向を踏まえ、無線LANの実効伝送速度を10倍以上(100Mbps以上)にするための技術基準の見直し
 2006年12月 情通審答申「高速無線LANの技術的条件」
 2007年 2月 電監審諮問 4月 電監審答申 5月 公布・施行予定

高速無線LANの導入周波数帯及びチャネル配置

暫定バンド(5.03GHz帯)を除く既存の無線LANが使用するすべての周波数帯に導入



無線設備の技術的条件の概要

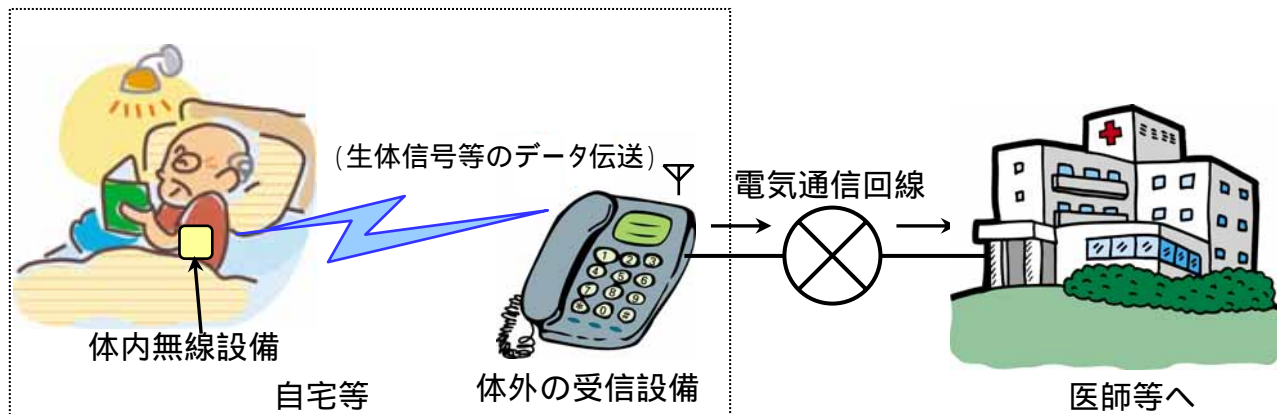
周波数帯	2.4 GHz	4.9-5.0 GHz	5.03-5.091 GHz _注	5.15-5.25 GHz	5.25-5.35 GHz	5.47-5.725GHz
使用場所	屋内外 (航空機内等含む)	屋内外 (航空機内等含まず)		屋内限定 (航空機内等含む)	屋内限定 (航空機内等含む)	屋内外 (航空機内等含む)
チャンネル間隔	規定なし	5/10/20 MHz 40 MHz	5/10/20 MHz	20 MHz 40 MHz		
変調方式	規定なし	OFDM方式、DS方式、シングルキャリア方式				
		OFDM方式	対象外	OFDM方式		
最大空中線電力	2.427-2.47075GHzを使用するFH方式の場合:3mW/MHz FH方式を用いないOFDM・DS方式の場合:10mW/MHz 上記以外の方式の場合:10mW	250 mW かつ 50 mW/MHz		OFDM・DS方式の場合 : 10 mW/MHz シングルキャリア方式の場合 : 10 mW		
	5 mW/MHz	250 mW かつ 25 mW/MHz	対象外	5 mW/MHz		
最大空中線利得	12.14 dBi	13 dBi		規定なし		
最大e.i.r.p.		規定なし		10 mW/MHz	50 mW/MHz	
				5 mW/MHz	25 mW/MHz	
キャリアセンス	規定なし	義務付け				
		義務付け	対象外	義務付け		
DFS、TPC _{注2}		不要			必要(親局のみ)	
接続形態	任意	親局 - 子局(中継可能)		任意	任意 (親局に制御されていない局同士は不可)	

注1 2012年11月までの暫定使用。

注2 DFS(Dynamic Frequency Selection) : 無線LANがレーダーと周波数を共用して使用するための機能。

TPC(Transmitter Power Control) : 無線LANの一の通信系における平均の空中線電力を3dB下げる機能。

【MITS の構成例】



平成19年4月11日

周波数割当計画の一部変更案について
(平成19年2月7日 諮問第5号)

[高速無線LANの導入に伴う変更]

[体内植込型医療用に使用する周波数の目的の拡充に伴う変更]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(大野周波数調整官、棚田係長、石黒係長)

電話：03-5253-5875

周波数割当計画の一部変更案について

I 高速無線 LAN の導入に伴う変更

近年、無線 LAN は、これまでの家庭内・オフィス内での構内 LAN としての利用形態に加え、駅やホテル等における公衆無線 LAN スポットとしての利用、地域におけるデジタル・ディバイド対策のための各家庭への加入者回線（ラストワンマイル）としての利用等、利用形態が拡大しつつある。

このように様々な場面で普及が進む無線 LAN については、ADSL の高速化や FTTH の進展といった有線系システムのブロードバンド化を背景に、光ファイバー等の有線系と遜色のない、100Mbps 以上の伝送速度を実現する高速な無線 LAN の早期実現が求められている。

こうした状況のなか、平成 18 年 12 月 21 日、高速無線 LAN の導入に向け、情報通信審議会から「高速無線 LAN の技術的条件」について一部答申を受けた。

今般、この一部答申を踏まえ、5GHz 帯無線アクセスシステム及び小電力データ通信システムへチャネル幅 40MHz システムを導入可能とするため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

（参考：高速無線 LAN の導入に伴う変更）

【変更内容】

周波数の使用条件を規定する別表にチャネル幅 40MHz システムの周波数を追加するなど、必要な規定の整備を図る。

II 体内植込型医療用に使用する周波数の目的の拡充に伴う変更

総務省では、平成 17 年 8 月に、体内に植え込まれ又は一時的に留置された無線設備を搭載した医療機器（以下「体内無線設備」という。）と当該体内無線設備の制御を行う体外無線制御設備との間で生体信号及び体内無線設備を起動又は停止させる情報等の伝送に電波を利用する体内植込型医療用データ伝送システム（MICS: Medical Implant Communications System）の制度を整備した。

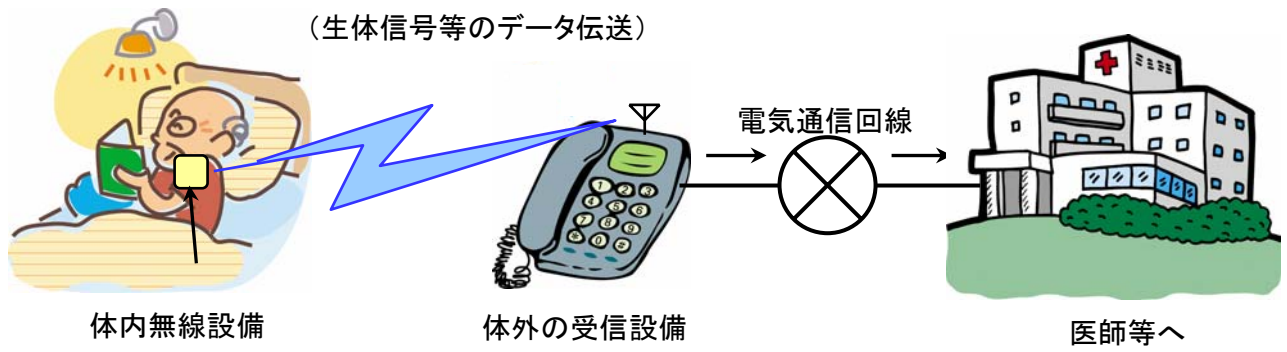
最近になって、諸外国では、体外無線制御設備からの制御がなくても体内無線設備からの生体信号等の情報を乗せた電波を体外の受信設備に定期的を送信し、電気通信回線を通じて病院の医師等に伝送する体内植込型医療用遠隔計測システム（MITS: Medical Implant Telemetry System）を利用できる環境作りを進めている。

本件は、我が国においても MITS を導入できるよう、周波数割当計画の一部を変更するものである。

【変更内容】

無線局の目的に「体内植込型医療用遠隔計測用」を追加し、周波数の使用条件を規定する別表を追加する。

【MITSの構成例】

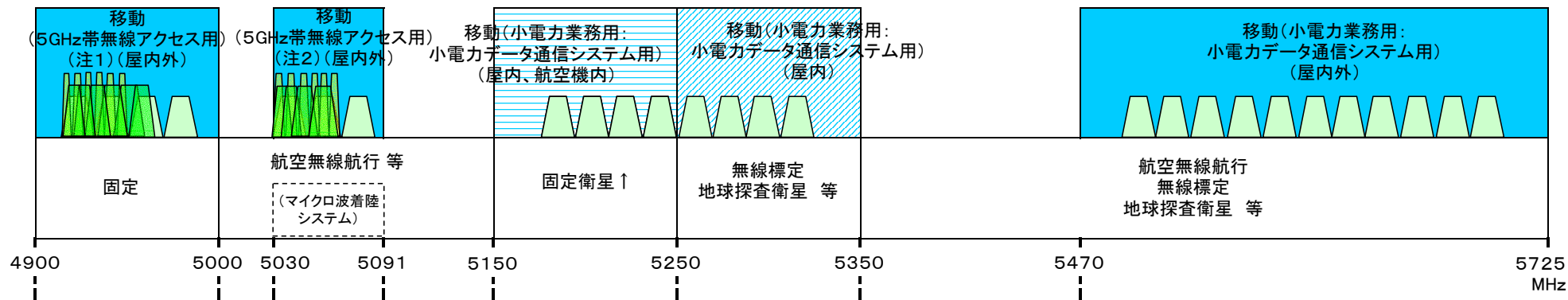


Ⅲ スケジュール

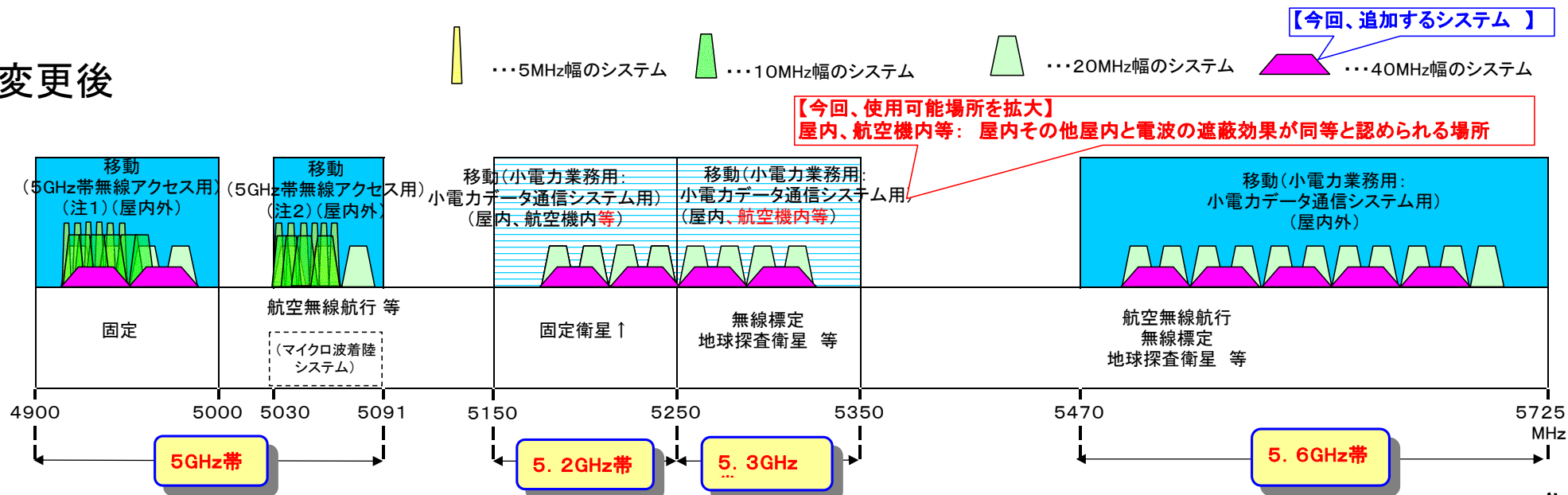
答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

高速無線LANの導入に伴う変更

変更前



変更後



注1：2007年までは固定マイクロと共用（特定公示局を開設することが出来る地域については、2005年まで）、それ以降は専用で使用
 注2：2012年11月30日までの暫定使用

平成19年4月11日

無線設備規則の一部を改正する省令案について
(平成19年2月7日 諮問第6号)

[地上デジタルテレビジョン放送の中継局の技術基準]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(三井課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報通信政策局放送技術課

(福島課長補佐、遠藤係長)

電話：03-5253-5787

無線設備規則の一部を改正する省令案について

1 改正背景

放送の完全デジタル化が本格化する中、2003年12月に三大都市圏において開始された地上デジタル放送は、平成18年12月までに全国の都道府県庁所在地において開始された。これまで、地上デジタル放送の放送局には1つの技術基準しかなく、中継局にも親局と同じ基準が適用されてきた。

地上デジタル放送は、中継局ロードマップの公表(平成17年12月)、情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第3次中間答申(平成18年8月)を経て、平成19年度以降中継局整備が本格化する。その迅速な整備に資するため、中継局の技術基準の策定が求められている。

本年1月24日に、情報通信審議会より、「放送システムに関する技術的条件」のうち「地上デジタル放送の中継局に関する技術的条件」が答申されたことを受け、同条件に沿って規定の整備を行う。

2 改正省令案の概要 (無線設備規則)

地上デジタル放送の中継局の周波数の許容偏差、空中線電力の許容偏差、搬送波の変調波スペクトルの許容値の規定を追加する。(別紙参照)

3 施行期日

平成19年5月下旬 公布・施行(予定)

地上デジタル放送の中継局に関する技術基準(案)

太字：改正案

■：うち無線設備規則への規定部

	放送局 (上位局がない局)	他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局(上位局がある局)		
		0.5W超	0.05W超~0.5W以下	0.05W以下
周波数許容偏差 (注3)	500Hz (注2)	3kHz	10kHz	20kHz(注1)
空中線電力許容偏差	+10% / -20%		+20% / -20%(注4)	+50% / -50%(注1)

(注1) 電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象とする放送局に限る。

(注2) SFN運用する場合は、上位局がない局にあつては1Hzとする。

(注3) SFN運用の関係にある局間は、上表に示す各々の許容偏差を満足した上で局間相互の**相対偏差が10Hz以内**であるものとする。

(注4) **複数波同時増幅を行う送信設備に限る。**

	2.5W超	0.25W超~2.5W以下	0.25W	0.025W超~0.25W未満	0.025W以下
スペクトルマスク	50dBマスクに対応	50dBマスクと40dBマスクの中間に対応(注5)	40dBマスクに対応(注5)	40dBマスクと30dBマスクの中間に対応(注6)	30dBマスクに対応(注6)

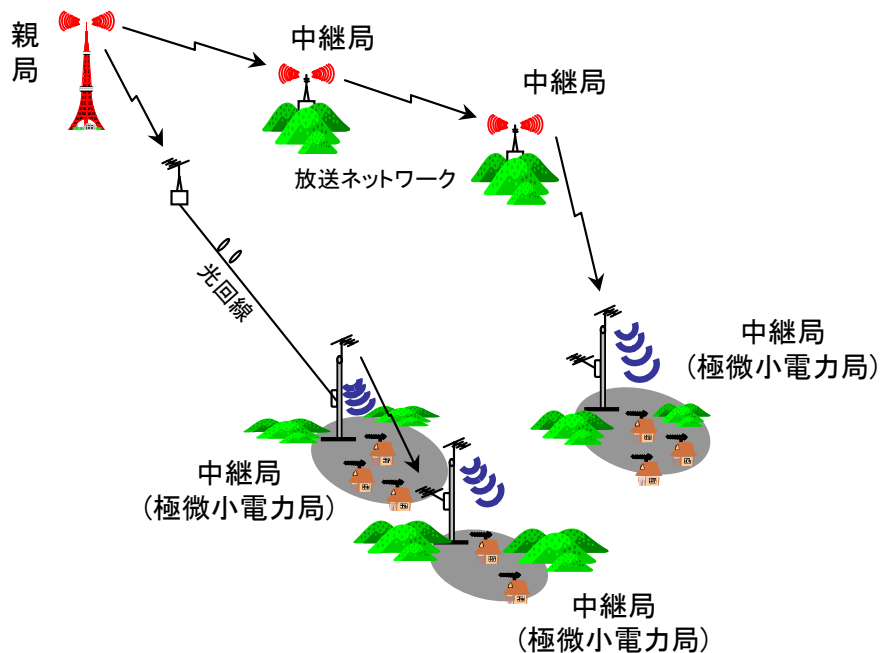
(注5) 自局の放送区域内において、隣接チャンネル番号に対応する周波数が自局の実効輻射電力の10倍未満のアナログ放送に使用されない場合に限る。

(注6) **自局の放送区域内において、隣接チャンネル番号に対応する周波数がアナログ放送に使用されない場合に限る。**

地上デジタル放送の放送局

参考

1 中継局の利用イメージ



2 中継局の整備計画(概数)

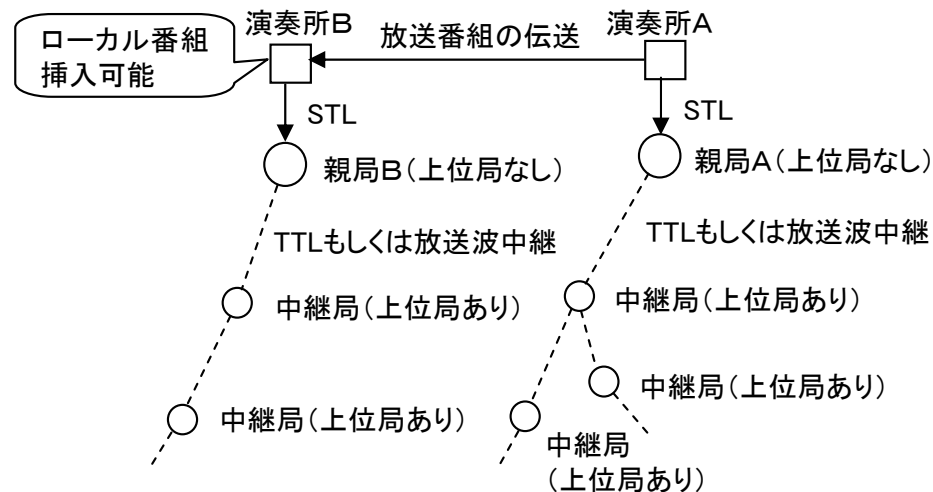
(局)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
0.5W超	500	1,100	1,500	900	400	約4,400
0.05W超~0.5W以下	~10	200	700	1,300	1,300	約3,500
0.05W以下	0	~5	100	600	1,400	約2,100

3 局の分類

- 1) 上位局がない局 (⇒放送事業者の放送内容を一次的に電波で送信する局)
 - ア 親局A: 所謂「親局」
 - イ 親局B: 所謂「中継局」のうち、ローカル番組の挿入が可能なもの
- 2) 上位局がある局 (⇒1)の局の電波を受信して再発射する局)

中継局: 所謂「中継局」のうち、1)イ以外のもの



- 3) 極微小電力局

電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象とし、極微小電力(0.05W)で送信する中継局